

## 傍聴者の方は、次の事項をお守りください

---

- 1 傍聴券は、必ず見えるように首にかけ、お帰りになる前に、議会事務局へお返してください。(傍聴規則第6条・第7条・第8条)
- 2 携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りください。(傍聴規則第12条第7号)
- 3 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。(傍聴規則第12条第1号)
- 4 談笑したり、歌うなど、騒ぎたてるような行為はしないでください。(傍聴規則第12条第2号)
- 5 はち巻き、腕章の類をする等、示威的行為をしないでください。(傍聴規則第12条第3号)
- 6 帽子、外とう(コート)、えり巻き(マフラー)の類を着用しないでください。  
※ 病気その他の理由によりあらかじめ議長の許可を得た方を除きます。(傍聴規則第12条第4号)
- 7 飲食、喫煙はしないでください。(傍聴規則第12条第5号)
- 8 みだりに席を離れたりしないでください。(傍聴規則第12条第6号)
- 9 写真、ビデオ等を撮影したり、録音等はしないでください。  
※ 報道関係者など、特に議長の許可を得た方を除きます。(傍聴規則第13条)
- 10 秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場してください。(傍聴規則第14条)
- 11 貸出資料等にかかる個人情報については、当該本人の権利利益を害することのないよう取り扱いに注意してください。
- 12 すべて係員の指示に従ってください。(傍聴規則第15条)

※ 上記の事項等に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場していただくことがあります。